

令和3年度

## スポーツ安全保険に加入しましょう！

令和3年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります！子ども会や運動クラブなど団体活動を行う4名以上の方々に加入ができます。万一のケガや賠償責任に備え加入しましょう。

心臓マヒや脳卒中などの突然死に対しては突然死葬祭費用保険が支払われます。掛金・補償内容は、次のとおりです。

※団体活動を行う**4名以上**の方々にご加入ください。(加入者ごとに加入区分をご選択いただけます)

### 【加入区分・掛金・補償額】

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども (中学生以下) (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。)	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	上記団体活動に加え、 個人活動も対象	団体活動 中とその 往復中	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	
		上記以外			100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円
大人 (高校生以上)	文化・ボランティア・地域活動、 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	64歳 以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円		
		65歳 以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む。)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※B区分については令和3年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が対象です。

(スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判をされる65歳以上の方はC区分では加入できません。)

★短期スポーツ教室は、インターネット加入のみの受付です。

全年齢 【Web限定】	短期スポーツ教室の活動 (開催期間3ヶ月以内の <b>スポーツ教室</b> )	短期 スポ ーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
----------------	--	----------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

### 【対象となる事故の範囲】

- ・加入手続きを行った「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故(学校の管理下を除く)
- ・「AW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人練習、個人活動中」の事故(学校の管理下を除く)
- ・「AW」における「個人練習、個人活動中」の事故の場合には、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒および突然死は対象となりません。

### 【加入区分】

- ・団体活動を行う4名以上の方々にご加入ください。加入区分は加入者ごとにお選びいただけます。
- ・短期スポーツ教室(開催期間3ヶ月以内)の活動についてはインターネット加入限定となっております。また次の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室をいいます。条件①実施する教室ごとに募集要項に基づいて参加者を募集している。条件②活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督している。条件③予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3ヶ月以内であること。

### 【保険期間】

- ・3月中に申し込みの場合・・・2021年4月1日～2022年3月31日まで
- ・4月1日以降に申し込みの場合・・・掛金を振り込んだ日の翌日～2022年3月31日まで

【お問い合わせ】

スポーツ安全協会熊本県支部

TEL 096-213-9015